

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

都 市 建 設 委 員 会 記 録

日	令和2年6月12日（金）（第2回定例会）			
時	午前9時33分 開議（ 休 憩 な し ）午前11時9分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	桜井秀夫	岡田 慎	森山和博	川合隆史
	小松崎文嘉	小川智之	中島賢治	森 茂樹
	橋本 登	福永 洋		
欠席委員	な し			
担当書記	丸山貴裕 渡辺直毅			
説 明 員	都市局			
	都市局長	青柳 太	都市局次長	竹本 和義
	都市部長	青木 俊	建築部長	浜田 恒明
	公園緑地部長	石橋 徹	都市総務課長	諏訪 武雄
	都市計画課長	橋本 敏行	建築管理課長	杉山 信弘
	建築指導課長	豊田 宏	緑政課長	小川 賢
	公園管理課長	植木 崇夫	総括主幹	三田 日出美
	建設局			
	建設局長	出山 利明	建設局次長兼水道局長	斉藤 平
	土木部長	水間 明宏	土木管理課長	山口 浩正
	土木保全課長	長瀬 正一	緑土木事務所長	佐瀬 一幸
審査案件	議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算（第4号）中所管 議案第73号・千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について 議案第74号・千葉市都市公園条例の一部改正について			
そ の 他	委員席の指定 年間調査テーマについて			
委 員 長				

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

午前 9 時 33 分開議

○委員長（桜井秀夫君） おはようございます。

ただいまから都市建設委員会を開きます。

委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は議案 3 件です。

お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。

案件審査の後、年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本定例会は常任委員会を分散開催していることから、12時30分までに全ての審議案件が終了しない場合は、残り案件は15日、月曜日に審議することとなりますので、御了承願います。

また、適宜、窓を開け換気を行うこととしますので御理解願います。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

議案第67号審査

○委員長（桜井秀夫君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算中所管についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 おはようございます。建設局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

補正予算議案につきまして、土木部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（桜井秀夫君） 土木部長。

○土木部長 土木部の水間でございます。

土木部の補正予算につきまして、説明させていただきます。座って説明させていただきます。内容につきましては、建設局議案説明資料で説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

1 の補正理由ですが、JR 土気駅自由通路において、雨漏りを要因とした天井パネルの劣化があり、修繕を予定しておりましたが、詳細設計及び JR との協議の結果、当初予定していなかった屋根の改修が必要となったことに伴い、事業費の増額及び事業期間の延長が判明したことから、単年度事業を新たに2か年の継続事業へ変更するものです。

2 ページを御覧ください。

左の絵は自由通路の断面図となっております。

当初と変更後の改修箇所及びスケジュールを示しております。

左上、①の箇所ですが、当初は雨漏り対策として、屋根の目地部分を補修するシーリング、防水材でございます、及び②の天井パネルの交換を予定しておりました。しかしながら、屋根

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

の劣化によりまして、滞水が生じていたため、左下、③のように屋根の部分改修が必要となりました。

また、右のスケジュールですが、この増工に伴いまして、J Rとの事業執行の協定締結に至るまでの期間及び工事期間が延長され、単年度での事業完了が困難となったこととございます。すみません、1ページにお戻りください。

説明が前後して大変申し訳ございませんが、まず3の補正額の内訳を御覧ください。

(1)の今年度の単年度事業費1億円を減額し、新たに(2)の継続費を設定します。今年度が1,000万円、3年度に1億2,000万円、合わせて1億3,000万円とございます。これによりまして、2の補正額になりますが、今年度の事業費が9,000万円の減額となります。

4の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

土木部の補正予算につきましては、以上でございます。

○委員長(桜井秀夫君) これより質疑に入りますが、改選後初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初一括か一問一答か質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は答弁を含め、おおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、御質疑等ありましたら、お願いいたします。福永委員。

○委員(福永 洋君) 一問一答でお願いいたします。

ここに書いてあるように、J R自由通路で、建物は市のものですけれども、J Rの工事というのは、市がやって、J Rの関係の工事でないで電気を止めてやる関係上、できないということなんで、その辺のことについて、ちょっとお示しをいただけますでしょうか。普通の工事と違って、J Rを止めるというのは大変なことなので、J R関係の仕事に市が見積りに対して、市が予算を決めて出すということになっていきますよね。予算とか、全て千葉市の業者という特定の業者しか駅の中という工事はできないので、どういう流れになるか、まず御説明いただきたい。

○委員長(桜井秀夫君) 土木部長。

○土木部長 ただいまの御質問ですが、やはりJ Rの工事といいますと、委員がおっしゃったとおり、何かしら安全管理に問題があった場合には、それを防止するためには、やはりJ Rしかできない、J Rの監督員がしっかり安全管理をしないといけないということがございます。

なぜかといいますと、委員もおっしゃっていたんですが、まずこの作業をするに当たりまして、今回の場合ですと、終電から全て電気を止める、一旦止める作業をします。終電から数時間しか作業ができない中で、そういった安全管理、もしくは施工管理、それから作業がその日に終わりますと、始発に向けて、またその準備をしないといけない、そういう調整をしないといけないので、やはりJ Rに頼まざるを得ないという状況でございます。ただ、私どもは施設を管理しているものでございますので、J Rに委託して行って、予算面につきましては、私どもが用意をするということとございます。

○委員長(桜井秀夫君) 福永委員。

○委員(福永 洋君) そういふことがある、やはり特殊な工事というのか、そういうことがあることを踏まえた上、ここの屋根の修理も電気を止めるということと、これが例えばかなり年数がたっているそうですけれども、例えばメンテをちゃんとする場合に、定期的にやってい

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

れば急にはならなくなって、電気を止めてまでやらなくてもいいんじゃないかということが考えられるんだけど、いかがなんでしょうか。

○委員長（桜井秀夫君） 土木部長。

○土木部長 今、二つあるかと思います。

まず、電気を止めなくてもということなんですけど、屋根を今回、もともと目地をシーリング材でやり直すというところもございまして、屋根に上るという作業、それから今回はちょっと雨がたまらないように三角屋根に変えようと思っております。そういった作業につきましては、仮設台でしっかり防護はするんですけども、転落等、人も落ちないように、それから材料とか、資機材が落ちないようにというようなこともございまして、万が一を考えれば、やはり列車を止めてからでないと作業ができないということでございます。

○委員長（桜井秀夫君） 福永委員。

○委員（福永 洋君） これからは、新しくものを作るという時代ではなくて、維持管理費が千葉市の業者の中で一番大きな役割を占めてくるわけですよ。そういう点でいうと、日頃のメンテをきちんとやっていただいて、なるべくこの辺の支出を抑えて節約をすとか、安全を確保をするということに御留意をいただきたいということを申し上げておきたい。

以上でございます。

○委員長（桜井秀夫君） ほかに、森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でお願いします。

まず、自由通路の雨漏りを要因とした修繕についてですけども、これ古くなったことからなんだろうと思うんですけども、設置からどれぐらいたっているものなのか。そのメンテナンスの手法なんですけども、修繕計画があるものなのか、その都度なのか、その辺を教えてください。

実際、今ある形を見ると、天井の1番のところなんかは、採光するような、光を取り入れるような構造になっているのかなと思ったんですけども、新たに3番のように屋根をつけると暗くならないのかということ。今現状、7月から、これを通せば7月から工事が始まるのかなと思っているんですけども、今、雨漏りしているのなら、その養生とか、どういうふうにされているのかとか、駅を利用されている方への案内とか、この辺はどうなっているのか教えてください。

それと、あと私思うのは、JRさんとか、運行を完全に管理している安全運行をやらなきゃいけない会社さんが、こういう自由通路をそのままにしておくというのは、安全をないがしろにしているんじゃないかというようなイメージを持たれてしまうんじゃないかというふうに懸念しているので、そういうことにならないように、きちっと対策を取っておりますような案内をすとか、JRさんとよく協議して工事を進めたいと思っておりますけども、もろもろ言いましたけれども、以上、1回目お願いします。

○委員長（桜井秀夫君） 土木部長。

○土木部長 まず、どのくらいたっているのかということですが、この土気駅につきましては、昭和61年にできておまして、33年が経過しているものがございます。それから、大変申し訳ございません、先ほど、福永委員のところの一つ、メンテナンスというところがありまして、大変申し訳ございません。今のメンテナンス、これまでのやり方なんですけれども、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

自由通路につきましては、対処療法的にやってきました。ただ、JRの駅舎そのものがJRが点検してございますので、それと併せて少し自由通路のところも遠望目視で見ていただいた。そういったところで、不具合があれば私どもに連絡をいただいて、その都度直してきた。また、直すときには、周辺を含めて、私どもの職員ないし業者さんのほうで見ていただいたという具合でございます。土気はちょっと、何度か天井パネルが実際少し剥がれたりという状態はございました。

それから、光を取り入れる採光の部分が改修になりますので、暗くなるのではないかとということでございますが、自由通路に結構、窓がしっかり脇についております。暗ければ、照明施設も実はございますので、その辺の照度は確保できるという判断をしております。

それから、雨の今の養生ですか、今現在、少し土気駅の自由通路につきましては、何か所かやはり同様なパネルが支障があるところがありまして、それについては、一旦剥がしたり、その代替のパネル部分を交換したりということで、部分的な補修をしております。また、そのときには、当然、駅利用者等々、御案内を申し上げるとともに、セーフティコーンできちっと安全を確保するというようなことはしております。

また、今回の工事につきましては、やはり利用者の方には安全を確保ということは、先ほどもそうですけれども、そういったものにつきましては、きちんと周知していきたいと考えております。

メンテナンスの点で一つ、修繕計画でございますが、実は今年度、自由通路、千葉市10か所ほどございます。当初から、令和2年度までに、個別施設計画をつくるということで進んでおりまして、最終年度になるんですが、今年度、自由通路の長寿命化計画をつくるという計画になっておりまして、今後、適切な点検であったり、修繕であったりというようなものやっといこうと考えております。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 森山委員。

○委員（森山和博君） ありがとうございます。JRさんの安全運行に関してのところはなかったかなと思うんですけれども、一応、自由通路自体が33年過ぎていることや、これまでは対処療法的なメンテナンスだったけれども、これから自由通路も含めて、個別計画を立てれるというふうに理解してよろしいでしょうか。きちっと安全対策をしていただいて、工事をやっていただくのと、その自由通路の利用者さんにも安全確保していただければと思います。

要望なんですけれども、繰り返しになりますけれども、そういうJRさんの施設とも見られる場所でもありますから、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 小川委員。

○委員（小川智之君） 一括でお願いいたします。

先ほど、福永委員がおっしゃっていましたが、JR関係の仕事というのは基本的にJRに委託する、京成だったら京成さんにするというケースが多いんですが、今回もそういう形の中で、限度額として1億円で、まだこれから契約して多分精査して金額が確定するとは思いますが、今回継続しながら工事が増えたということで、1億2,000万円を一応計上していますが、こちら辺の積算根拠というのは、どういうふうになっているのかなというの

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

が1点です。

それは、何が言いたいかという、やっぱり限度額がこのぎりぎりまであれば、当然ながら、JRさんとしては、もちろんそこまでぎりぎりまでの金額を盛り込んじゃおうかなみたいなことがありますけれども、とはいいいながらも税金になりますので、そこら辺の適正化というのを、しっかりどこまで精査できているのかということ、まず確認したいと思います。

2点目は、先ほど森山委員もおっしゃっていましたが、利用者さんの安全確保というのは当然ながらあるんですけども、やはり土気駅の自由通路、あそこがないと基本的に通れるところは土気小学校の裏のほうのこちら側と、あすみが丘の公園というか、高架橋というんですかね、何か線路をまたぐところしかないの、あそこを使えなくなっちゃうと結構、市民の利便性という部分が落ちるんですが、今回の工事に当たって、そこら辺の何か通行止めになるとか、そういうような不便をかけるといったことはないのかどうかということを確認させてください。

以上、2点。

○委員長（桜井秀夫君） 土木部長。

○土木部長 まず、見積りの件でございますが、土気の今回の自由通路につきましては、かねてからちょっと天井パネルが正直少し落ちていたところもあったという、部分的な補修はしてきました。昨年度、ちょっと点検をJRにお願いいたしましたところ、すぐ直したほうがいいだろうという判断をいたしまして、JRのほうにお願いし、見積りを出していただいた。それが、昨年度、予算で計上させていただいた1億円でございます。

並行して、すぐ直すということで、4月から着手したいとおったんですが、並行して詳細設計等、もう一回、よく現場を確認し、協議をしたところ、屋根部分の今回、三角屋根を変更したほうが、将来のためにもいいだろうということもございましたので、その分で約3,000万円上がったということでございます。実際の、今後は、JR自体が請負というんですか、私どもの言う発注をするので、その辺で差額が出れば、また精査するんですが、基本的にはそういう詳細設計した後の見積りを私どもはいただいて、大方、適正であろうという判断をした金額が1億3,000万円でございます。

それから、通行止めでございますが、基本的には利用者がございますので、何かしら屋根を覆った仮設をしたり、あとセーフティコーンで囲ったりして、通路は確保するというところでございます。その辺の安全管理については、徹底していきたいなと考えてございます。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 土木管理課長。

○土木管理課長 金額の面で、一つ追加させていただきたいと思います。

JRのほうから見積りが来まして、それに基づきまして、締結をしていくこととなりますが、その締結前には、市のほうで単価ですとか、取替えですとか、そういったものについては、金額のチェックを行っております。ただ、安全管理ですとか、そういったところについては、分からない部分があるんですが、できる範囲でチェックしております。

また、工事完了後につきまして、JRのほうで精算という形で、今まで見ますと大体減額される方向ですが精算はされております。

以上でございます。

○委員長（桜井秀夫君） 小川委員。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員（小川智之君） なかなか、どうしてもJRさんにお任せして、JRさんしか分からない部分があって、ブラックボックス化しやすい、この手の工事がありますので、そこら辺はこれまでの経験だとか、いろいろな部分の整理をしながら、しっかり見ていただきたいなど。

やはり、業者になめられちゃうと、やはり相手は民間企業ですから、足元は見てくるケースは非常に多いので、そこはやはりちゃんと分かっているよというところの姿勢を、しっかり取りながら、一方でやはり一番大事なところは市民に迷惑をかけない、安全面、そういった部分をしっかり担保しながら、しっかり進めていっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 思い出してしまったので、一括で、そんなに難しい話ではないので。

このスケジュールなんですけれども、令和2年、3年度、またいでということで、このスケジュールは間違いなくスケジュールどおり事業が進むのかどうかというのと、1点、ちょっと気になったのが、これ多分、夜間工事ですよ、電車が止まって電車が動く間、夜間工事になるのに、夏、随分、1か月近く休工になるんですかね、この図でいくと。

要は、夜間であれば、日中ですと夏休みということと子供さんたちが夏休みになって、危険性が伴うのかなというのも考えられるんですけれども、夜間であれば人がいないので、別に工事の支障はないのかなとも思ったんですけれども、この長期夏休み取る理由っていうんですか、その辺をお聞かせ願えれば。

○委員長（桜井秀夫君） 土木部長。

○土木部長 夏休み、夜間で確かに工事やるときは、確かに人がいないんですけれども、実際、工事に当たって何か起きたときに、例えば事故が起きたときに、繁忙期である夏休み期間に電車を止められないということは聞いております。

それで、あとちょっとこの時期が来年に延びたオリンピック・パラリンピックということでございまして、その期間はどうしても工事は若干、万が一を考えるとJRとしてはやれないとか、そういったことでございます。多少、オリンピック期間の前後、ちょっとこれはまだ見込んでない部分がございますので、若干、工程的には少しずれるかもしれませんが、極力、こういう工程でいきたいというふうに、JRと協議、調整しているところでございます。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 中島委員、2回目。

○委員（中島賢治君） 理解しました。無事、オリンピックが開催されますことを願いたいところなんですけれども、いろいろ先行き不透明ですので、できる限り、工事の短縮を私は希望したいんですけれども、何を言いたかったかといいますと、うちの浜野の踏切、西台踏切、あれがもう何年も市と協議しながら、取付け道路はもうしっかりとできているのに、踏切部分がいまだに昔のままで、地元の方があそこを通行するのに大変な思いをしておりますので、ぜひ、この辺の協議内容を守るように、JRのほうには金を出さないけれども、口は出すという、昔からひどいところですから、あの会社は。これは議事録抜いておいてください。そんなところですので、ぜひ早期工事の完了をお願いしたく、終わりにします。

○委員長（桜井秀夫君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○委員長（桜井秀夫君） では、御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。

議案第67号・令和2年度千葉市一般会計補正予算中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（桜井秀夫君） 賛成全員、よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えをお願いいたします。

御苦労さまでした。

[建設局退室・都市局入室]

議案第73号審査

○委員長（桜井秀夫君） 次に、議案第73号・千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 おはようございます。議案第73号につきましては、建築部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（桜井秀夫君） 建築部長。

○建築部長 建築部でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の都市局議案説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第73号は、千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてでございます。

1、改正の趣旨でございますが、令和2年3月6日に幕張新都心住宅地区地区計画ほか3地区の都市計画が変更されたことから、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、（1）は、幕張新都心住宅地区地区計画の変更でございます。

場所は美浜区打瀬1丁目から3丁目の各一部ほか。

面積は約88.9ヘクタール、変更内容は地区整備計画区域に新街区を追加するとともに、地区の名称を他の地区計画と整合を取るために修正しております。

また、建築物の用途の制限で建築基準法の条文に合わせ、勝馬投票券発売所等を追加する修正をしております。

（2）は、蘇我副都心臨海地区地区計画の変更でございます。

場所は、中央区川崎町の一部ほか、面積は約130.3ヘクタール、変更内容は地区整備計画の区域の地区区分の変更として、C-1ゾーンとC-2ゾーンをCゾーンに統合し、また建築物の用途の制限で工場に係る制限を追加するとともに、条例で引用している建築基準法別表第2の項ずれを修正しております。

（3）は、ちばリサーチパーク千葉地区地区計画及び千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区計画の変更でございます。

変更内容は、建築物の用途の制限において条例で引用している建築基準法別表第2の項ずれ

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

の修正のみで、その他の変更はございません。

3、施行期日ですが、条例の公布の日といたします。

それでは、各地区の変更内容について、詳しく御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

最初に、幕張新都心住宅地区地区計画の変更内容について御説明いたします。

上の図は位置図でございます。

地区計画区域は、図の中央の赤線で囲んだ区域で、J R京葉線、海浜幕張駅から南に約600メートルに位置しております。

下の図の計画図を御覧ください。

赤線で囲んだ区域が地区計画区域で、これまで地区計画が定められ、条例が適用されていた区域は、A－1街区、A－2街区、B－1街区、B－2街区、B－3街区の5地区の部分です。今回の変更は、赤色に着色したC街区の部分を地区計画区域に追加するもので、面積は約0.5ヘクタールでございます。

C街区が地区計画区域に追加された理由ですが、この場所は放送大学が所有する中継局用地として使用されてきましたが、地上デジタル放送の終了に伴い、土地の処分が予定されております。幕張新都心住宅地区は、幕張新都心の一画を形成し、職住近接の実現を図り、魅力的な都市型住宅市街地の形成を目指す地区でございますので、住宅地に隣接するC街区においても、今後、既存の住宅地区と一体的な土地利用を誘導することで、良好な都市環境の維持保全が図られるよう、地区計画区域に追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。

こちらの表は、地区整備計画に定められた事項で、条例で制限する内容でございます。

下線の引いてある箇所が、今回の改正箇所でございます。

右側のC街区を御覧ください。

建築物の用途の制限ですが、C街区は商業施設など居住機能を補完する施設を誘導する地区として、(1)の住宅から、次のページの(11)の風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条7項から第10項までに規定する営業の用に供するものまでの記載の用途を制限するものでございます。

また、C街区の建築物の敷地面積の最低限度は1,000平方メートル、建築物の高さの最高限度は15メートルとしております。

なお、A－1からB－3街区につきましては、これまで地区の名称の括弧内に用途地域名が入ってございましたが、他の地区計画の整合を取るために削除する修正をしています。

また、3ページの建築物の用途の制限の(1)のマージャン屋等に建築基準法の条文に合わせて、勝馬投票券発売所及び場外車券売場を追加する修正をしております。

5ページをお願いいたします。

次に、蘇我副都心臨海地区地区計画の変更内容を御説明いたします。

上の図は位置図でございます。

地区計画区域はJ R外房線蘇我駅から西に約400メートルに位置し、国道357号沿いの赤線で囲んだ区域でございます。

下の図の計画図を御覧ください。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

赤線で囲んだ区域が地区計画区域で、地区整理計画区域は紫色のA-1ゾーン、青色のA-2ゾーン、赤色のA-3ゾーン、黄色のCゾーン、緑色のDゾーンに分かれております。今回の変更内容ですが、Cゾーンは図の変更前に示すとおり、従来、C-1ゾーンとC-2ゾーンの2地区に分かれており、C-1ゾーンは主に商業系の土地利用、C-2ゾーンでは主に住居系の土地利用を想定し、市街地の形成を図っていましたが、にぎわいの形成に重点に置いた土地利用を図るため、両ゾーンをCゾーンとして統合するものでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらの表が、地区整備計画に定められた事項で、条例で制限する内容でございます。

下線の引いてある箇所が、今回の改正箇所でございます。

Cゾーンの欄を御覧ください。

建築物の用途の制限ですが、(1)の事務所から、8ページの(25)前各号の建築物に附属するまでに記載の用途を建築可能としております。統合後のCゾーンの建築物の用途の制限は、C-1ゾーン、C-2ゾーンで、それぞれ建てられた用途のいずれも建てられることとしております。

また、7ページのA-1ゾーン、A-2ゾーン、A-3ゾーンの建築物の用途の制限において、建築基準法の改正により、同法の別表第2を引用している部分に項ずれが生じたため、(り)項を(ぬ)項へ修正するとともに、より安全な市街地形成を図るため、工場に関する用途制限に(る)項第1号を追加しております。

続きまして、9ページはちばりサーチパーク千葉地区地区計画の位置図、計画図、10ページは千葉外房有料道路高田インターチェンジ周辺地区地区計画の位置図、計画図でございます。

両地区の位置、区域に変更はございません。

11ページを御覧ください。

こちらの表が、これらの地区の条例による建築物の用途の制限でございます。

下線を引いてある箇所が、今回の改正箇所です。

改正の内容としましては、先ほどと同様に建築基準法の改正による法別表第2の引用部分の項ずれに伴い、(ぬ)項を(る)項へ修正しております。

以上が改正案の概要でございます。

12ページから18ページまでは新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

○委員長(桜井秀夫君) それでは、御質疑等がありましたら、お願いいたします。福永委員。

○委員(福永 洋君) 一問一答でお願いいたします。

ちばりサーチパークについても条項ずれというか、ことで、これは理解いたしました。

質問したいことは、幕張と蘇我副都心なんですけど、私どもずっと6年前に条例提案いたしまして、葬儀場だとか、遺体保管所、エンバーミング施設その他、これについて、要するに都市計画法で何の規制もないわけです。これは、これまで川崎と東京の品川ですか、大きな問題になったんですが、何とかこれを規制しようということで、まずこの対応について、まずお示しをいただければと思います。

○委員長(桜井秀夫君) 建築部長。

○建築部長 平成26年頃に、千葉市においても、小倉台とかで、葬祭場の問題が起きまして、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

請願とかも出されたりしまして、発議で千葉市葬祭場等の設置の調整に関する条例の発議を出していただいて、当時の議会の中で議論していただいたんですが、それについては、否決されたということで、その後、やはりそういう葬祭場の建設とか、そういうことが規制が必要ということで、平成27年10月に市のほうで指導要綱を設けまして、葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設を建てる前には、標識を設置して、あと周りの住民の方に説明をするという手続を、市のほうで要綱をつくって、そういう形で規制というか、そういう手続については市のほうで定めて対応しているところでございます。

○委員長（桜井秀夫君） 福永委員。

○委員（福永 洋君） よかったというか、しかし、要綱でここがまちづくりをするに当たって、実はこれはあのときもいい案なんだけれども、国が決めてくれないと困るということに最終になって、意図は皆さんに御理解いただいたんですが、その後、国会で何も進まない、難しいので、納骨堂だとかすると、納骨堂にプラス、これは遺体安置所だと、エンバーミングがつきものなんですよ。納骨堂に対して規制をするかということになるし、これについて、やはり一定見解を地方自治体が示すことは困難かもしれませんが、大変なことになって、都市計画まで崩れてしまう、この可能性があるのであれば、一定どこかで歯止めをかける必要があるんじゃないかというのが1点。

もう一つは、毘沙門堂というのがあって、住宅の真ん中に稲毛5丁目ですけれども、もともと住宅の真ん中にマンションを建てる予定で、住民が理解した後に、5年たったら契約条項が変わって、そこが納骨堂になってしまったわけですよ。途中で、これ変換されたら困るわけで、今もそういうふうに裁判しているわけですよ。住民にとっては、大変な苦痛ですよ。そこを、いまだないんですが、千葉市はそういうことで違法ではないんですが、住民の理解がないまま、強行できるという都市計画上、問題があるので、これについてやはり私は何らかの措置をしなきゃいけないんじゃないかということがありました。

小川委員が委員長のときだったか、護摩恵方とか何かあって、そこを千葉市として檀徒数とか信徒数だとか、いろいろなことをやったんで、それ以上やると今度は憲法上の規制に関わるとか、すごい難しいんですが、でもその間にどこかにやっぱり一つを確保できたりするわけです。それが建って宗教法人をつくるわけです。問題は納骨堂を、だけど単独は駄目ですが、そこに宗教法人一つをつくって、檀信徒用の納骨堂はいいよとなったら、檀信徒の数幾らだということになると、いっぱい数が出てきたりする。これは、確かに変に行政が手を加えることはできないんですが、しかし地域住民にとってみれば、さっき言った納骨堂ができたり、遺体安置所ができたりすることがないわけじゃないんです。あったけれども、今、ちょっと収まっているわけですよ。

用途変更によって造ったり、あるいは規制が全くないからそのままやってしまうということがあると、川崎の私も品川もそうですけれども、大都会なんですよ。そこにある工場を買い取って、そこを遺体安置所、言わなくてもいいから黙っているわけですよ。そのうち、何で霊柩車が入ってくるんだということになって、大騒ぎになったんだけど、別にそれは何の規制もできませんということになっていると。ここは、まちづくりにとって。

じゃ、遺体安置所が、それがいいのか、悪いのかについて議論したんで、これは一概に否定されるものではありません。全く産業が違うので、これはもう崇高なものですから、ところが

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

住民感情としては、それは受け入れられないということになったときに、すごい住民との摩擦が起きるといことになるので、やはり千葉市は、これまでの経験などを踏まえて、そこで都市計画を出されたので、ぜひそこは何らかの、私、指導要綱ができたことは評価いたします。

さらに、もう一步進んで、住民に与える不快感だとか、あるいはいろんな諸問題起きますので、それに対するお考えを、このとき入れ込んでしまえばいいと思うんですが、簡単じゃないと思うので、何らかの形、指導要綱よりもより強化のある条例だとか、何かについて、何らかの手当てができないかということについて、お尋ねしたいと思います。

○委員長（桜井秀夫君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

今、都市計画上で何かそういった納骨堂ですとか、あるいは遺体を置く施設というものについての制限はできないかという御質問ですので、都市部のほうから、お答えいたします。

なかなか、遺体を置くとか、そういう行為とか、営業とか、そういったものについては、都市計画において、制限するというのは、なかなか難しい部分もあるんですけども、ただ建築物の用途として、例えば葬祭場ですとか、そういったものについて、何らかの形で地区計画におきましては、実際に葬祭場について、制限を加えている事例もございます。

ですので、地区計画というのは、地域の皆さんが自分たちのまちのルールとして、こういったものをつくっていきたいというものについて提案ですとか、要望をいただきまして、私どものほうと、どういう地区計画にしていこうかということまで話をし、つくり込んでいくものがございますけれども、その中で、なかなかそういった事例、自分たちのまちの中で問題になった事例については、それぞれ皆さん、認識はあるんですが、そういったことがない地域の方ですと、そういったことも、また将来問題としてあり得るということ認識されていないようなケースもあつたりしますので、私どもとしても、ほかの地域での事例とか、そういったものを情報提供するとか、そういう形で地区計画の中に、地域の皆さんの御意見をできるだけ反映していけるというような形を、どういうふうにつくっていくかということについて、今後、勉強していきたいというふうに思っております。

○委員長（桜井秀夫君） 福永委員。

○委員（福永 洋君） 結論的に言うと、なかなかここはいろいろな法令があつて、条例をつくるのは難しいということも から、規制をすることも難しいんで、だって問題は遺体安置所を業としてなす人って、これ別に置くだけだといひんだらうけれども、業としてなしているということがあつて調べたんですね。それはやめてほしいと。だけれども、そのこととちゃんとそこを、何というか、関係者の人たちが尊厳を持ってやるんだつたら、これは致し方ないこともあるわけですが、遺体と葬儀と何か一体ですから、ここをどうするかって非常に難しいんですよ。

やっぱり、国会でいろいろ議論してもらうしかないだろうということで、品川区も全会一致で出して、法的なことを研究してほしい。川崎も本当にやりましたけれども、今でも非常にしこりが残るわけで、今までは一体として納骨堂などは、住民反対運動で撤回してもらったのがほとんどなんです、やはり撤退しない人もいるわけですよ。ということがあつたときに、やはり都市計画上、これをどうするかについては、私は市としても国とも連携しながら、もう少し踏み込んだところで見解を示してもらいたいということと、我々は条例を提案した立場上、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

規制を強化していただきたいということを申し上げておきたいと。

後で、やはり計画を変えとか、毘沙門堂の件なんか、我々は教訓として5年たって変えてしまうということがあって、用途を変えてできるわけですよ。これはなしにしてもらってと思うんですが、ところが宗教法人にちょっと規制ができない。単なる納骨堂だけだったら規制ができる。こういう隙間をやることについていえば、先手必勝で打っておかないといけないということは、申し上げておきたいと思います。

次にいきます。

蘇我副都心の問題ですが、もともと何で今回、あそこまでCゾーンは私もずっと関わっていますが、住宅系にするということになってやっていたんですね。何で、これを今度は商業系に変えていくようになったのかについて、これはどこがどういうふうに言われたについては、誰がそういうふうにしたのかについて、お示しをいただきたい。

○委員長（桜井秀夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課の橋本と申します。

ただいまの御質問、C街区で今回の変更につきましては、C-1街区と、それからC-2街区を合体させるという内容になっておりまして、C-1街区については、もともと蘇我駅からフクアリまでの間の歩行者動線等も加味しましたいわゆるにぎわい、商業系ということで、まちづくりを進めてきておると。

それから、C-2ゾーンにつきましては、今、委員のほうからお話ありましたとおり、住宅系という内容も含めつつ、あとスポーツ公園に隣接するというのでのにぎわいというような形で進めてきております。

今回の変更につきましては、A-1とA-2合体されるわけですが、引き続きCゾーンにつきましては、住宅という面も残しつつ、まちづくりをほうを進めていくというふうになっております。

○委員長（桜井秀夫君） 福永委員。

○委員（福永 洋君） 問題は、私、最初に出たのはハーバーシティというか、広大な敷地を、それは臨海開発を進めてきたわけで、莫大な費用をかけたわけですよ。何で、それだけについては、いろいろ私どもはもともと問題があるということを考えまして、歴史的な関係でいうと、地域でいうと、非常に公害運動で、その地域が蘇我の反対側のところは公害プラス道路騒音だとか、大変なそういう環境汚染があったところなんですね。今は、それは改善されてまいりました。

そのときに、私はやはり地元住民との合意によって、まちづくりを考えるべきじゃないかと。特定の企業について、そこをやっていくことについては問題はあるということも言いました。市がそれに関与することはおかしいというふうに言っていたんですね。土地そのものの

経過を見ても、あの土地が何であるかについて申し上げませんが、やはりそれは地元住民の犠牲で成り立っているわけですから、まちづくりを進めるためには、地元の人たちに意見を聞いてやるべきだというふうには思っております。

この問題についていうと、最初にあそこは住居系で、マンションを造って、まちづくりを進めるという、そこで住民は要求すると思うんですが、それから確かに時代が変わってきたので、今はアリオ自体がどうかというのは、なかなか難しい状況があるわけですが、地元から、商店

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

会はみんな反対だと、今の地元商店街も周辺は、申し訳ございません、ほとんどなくなりましたし、蘇我のまちの通りのお店なんて、まずないんですよ。スーパーも、みんななくなってしまったわけです。本当に、そういう点でいうと、よかったかどうかについて、ただ便利だっている方もいらっしゃいます。まちづくりで住居系が増えました。だけど、全体のまちづくりは、これからやはり私は市民参加でやるべきではないかなということがありますので、特定企業に対して利するようなことがあってはいけないということで、これについては賛同できません。

ただ、スポーツ施設、これは今のところのゾーンでいうと、大変希望が多くて高校生だとか、ぜひつくってほしいから、スポーツ関係者からもスポーツゾーンについては、どんどん活用して、これをまだつくってと、こういうことになっていることも事実です。それは、私も反対するものではありません、Dゾーンについてはですね。これもいろいろ意見がありますが、やはりそういう点でいうと、住民のこれだけの施設について、理解を得られていただきたいということを申し上げて、これについては賛同しかねると。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） ほかにございますでしょうか。川合委員。

○委員（川合隆史君） お疲れさまでございます。一問一答をお願いします。

73号の幕張新都心の地区計画に関して、ちょっと聞きたいんですけども、実際、これは今運用されているのは放送大学の中継局ということで、それが処分されるということで、地区計画をつくられるということなんですけれども、現状、そこに行くと公園に隣接して、どちらかというところ、そこにどういう施設ができるかということのことで、非常に厳しい規制はかけてはいるんですけども、この地区計画をかけることによって、そこでその土地の利用として想定されるようなものというのが、どういうものなのかというのを教えていただけますか。

○委員長（桜井秀夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

今回の幕張新都心のC街区につきましては、ベイタウンに隣接するという位置でございますので、ベイタウンと一体となった利便性を求めた土地利用を望んでいるということで、例えば商業ですとか、そういうものを想定しております。

以上でございます。

○委員長（桜井秀夫君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） 分かりました。現状、その次も利用する業者さんとか決まっているという状況ではないというのではあると思いますけれども、ここの土地のそれほど便利のいいところでもないですし、立地もいいところでもないですので、ここに本当に商業施設ができて、ベイタウンの皆さんとかの生活というのがよくなるのかということ、またそこもちょっと疑問ではあるんですけども、しっかりと地域の皆さんの意向に沿うような形で、大きな問題がないように運用していただければと思います。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） ほかに、森山委員。

○委員（森山和博君） 一括をお願いします。

会派のほうでは、千葉市のほうに地区計画の区域内の制限に関する改正の中で、確認を含め

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

て、幕張新都心住宅地区の地区計画の変更についてありました。川合委員のほうからもあったんですが、特にこのベイタウンからは、よく景観に関する要望が強い地域であるというふうにも伺っておりまして、その辺との関係があるのかというのが、まず一つ伺いたいと思いますし、ベイタウンに隣接した形で、ああいうぽこっとくっつけたような状態の地区計画というのを、一般的に何か一体的に計画に取り込むというのは、そういう手法が普通なのかどうかというのを確認したいなというふうに思っています。

地域計画というのは、住民の声を吸い上げながら形をつくっていくものだというの理解しているんですけども、これまでどういう経緯がありましたら、お示しいただきたいというふうに思います。

以上、3点、2点になるかもしれませんが、お願いします。

○委員長（桜井秀夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、1点目のベイタウンの方々の景観に対する御意向という件でございますけれども、例えば今回、地区計画の中で高さ制限、15メートルを入れさせていただいております。これは、住民の方々、近隣住民の方々の御意向で、あとは15メートルにした理由というのは、隣接する緑地に植樹しております樹木の高さが大体15メートルということで、景観に配慮した地区計画を織り込んでいるというふうに認識しております。

それから、あと2点目、住宅地区に今回の放送大学の部分をくっつけるというような地区計画になっておりますけれども、これにつきましては、この放送大学の土地が売却されるという際に、千葉市のほうから放送大学さんのほうに御相談させていただいて、地区計画をかけませんかと相談させていただいて、放送大学さんのほうが賛同させていただいて、千葉市のほうに要望という形でアクションを起こしていただいたという流れに考えておりますので、場所的にも非常に隣接するというので、今回、一体として定めさせていただいたところでございます。

○委員長（桜井秀夫君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 地域からベイタウンの皆さんを非常にまちづくりに、強く関心をお持ちの方もいらっしゃるというふうに思っていますし、いろいろな要望があるんだろうというふうに思います。放送大学さんが空いた跡地を売却されて、その土地が空くと、それがベイタウンに隣接しているということで、あえて土地を地区計画に入れたからには、逆にきちっと住民の方と連携を取って、そのまちづくりに寄与するような建物を、誘導するというわけじゃないですけども、そういうのはきちっと見ていただきたいなというふうに思います。

今、上がった例えば高さ制限15メートルというの、住民の方からの声だということですので、そういうことも含めて、その跡地の活用についても、きちっと地域の方と一緒に取り組んでいただきたいということを要望いたします。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） ほかに、小川委員。

○委員（小川智之君） 一括でお願いします。

似たような質問になっちゃうんですけども、基本的にはリサーチパークとか、その他の地区計画における引用の条項ずれの修正は、これはしょうがない話なのであれですけども、まず幕張の新都市、住宅地区の地区計画ですけども、地区計画というのは、御案内のとおり、

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

やはり住民の方の御理解いただかなきゃいけないという、土地、今回たまたま、利用者さんが土地所有者というのが、もともと放送大学だけだったので、別に特段そんなに難しいことはないんですけども、とはいいいながら、全体の中に地区計画を入れてくるということは、この地区計画範囲内の住民合意形成というのは、ある程度、必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、これまでの手続的に、どのようなスケジュールでこの地区計画の議案を、この上程まで進めてきたのか、まずお伺いします。

それと、先ほども福永委員もおっしゃっていましたが、蘇我駅のCゾーンなんですけれども、その商業利用のニーズが高まってきているという、この根拠というのは、どういうことで判断しているのか、お伺いします。これも、併せて今までどういうスケジュールで地区計画の議案書を、ここまで上げてきたのかを確認させてください。

それと、あとこの地区計画の幕張新都心のほうも、例外規定がすごくばあって列記されていて、こうすると何が建つのかなというの、一応、商業を意識しているという部分ですけども、それ以外、何か列記して、どんなものがあと商業以外で建てられるのか、ちょっとこの後、どんなものが建つのかなというのがイメージがつかないので、何か逆に言うと、見落としちゃって建てられちゃうじゃん、これ、みたいなものがあると困るので、そこら辺はどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 都市部長。

○都市部長 まず、蘇我の商業ニーズのことについて、私のほうからお答えいたします。

蘇我につきましては、あそこはJ F E スチールさんがお持ちの土地でございますので、地区計画の発案、地域の方というのは、いわゆるJ F E スチールさんという形になります。あそこは、蘇我特定地区整備計画に基づきまして、様々な形での開発が行われているわけでございますけれども、当時、その整備計画では、あの部分につきましては、住居系も考えられる地域という形になっておりますが、実際、現実には商業系が張りついている状態で、住宅系については、まだ東工場が残っている状態ということもございますので、まだ現実には今のところ、住居系を建てるという計画はないというふうに伺っております。

そういった中で、商業系の土地利用についての引き合いというものが、まだあるということで、C-1だけが商業という形で、C-2のほうは住宅という形に地区計画上になっておりましたけれども、そちらも商業系も可能なようにしていただいたいという、これは地区計画の地域内住民という形になるJ F E さんからの申出によって、そのように変更するというものでございます。

幕張の地区の範囲内の方々についてなんですけれども、こちらについては、今回、追加する部分はC街区ということで、放送大学さんだけなんですけど、当然、これはA、Bのところは、ベイタウンの皆さんがお住まいの場所で、そこ一つ一つの地区計画にするわけですので、そちらの皆さんにも説明は行っております。これにつきましては、当然、そのC街区、今度、放送大学さんがこちらを売却した後に、どういう土地利用されるのかということにつきまして、ベイタウンの皆さんも関心をお持ちですし、一つの地区計画になることで、自分たちとともに一つのまちとして、一つの地区計画の中でいろいろな提案等やっていると、別々に地区計画を定めるとかというよりか、むしろ好意的に受け止めていただいたかなというふうに

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

考えております。

○委員長（桜井秀夫君） 建築部長。

○建築部長 C街区のほうが、実際、どういうものが建てられるかということですが、今回、C街区は禁止している用途が書いてありますので、これ以外のものとしましては、店舗とか、飲食店とか、物販店とか、事務所とか、あとは学校とか、福祉施設とか、そういうものについては、制限していませんので建てられるということになります。

○委員長（桜井秀夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 最初の質問でございます。大変、ちょっと恐縮でございます。

スケジュール、いわゆる手続の流れについてだけ、ちょっと御説明させていただきます。

一般的に地区計画を変更する際には、まず原案の縦覧をさせていただいて、我々どものほうで素案の作成をやらせていただくと。その素案を基に、都市計画説明会を実施いたしまして、改めて都市計画説明会でのいろいろな意見を案の作成のほうに生かさせていただいて、その案を縦覧させていただきます。そこで意見書を求めまして、御意見等を出された場合には、その内容を加味いたしまして、都市計画審議会にお諮りいたしまして、協議の下で最終的には決定、告示という流れになっております。日にちというか、個別の日程については、ちょっと持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○委員長（桜井秀夫君） 小川委員。

○委員（小川智之君） ありがとうございます。一般的な流れは大体分かっているんですが、僕が知りたかったのは、今言った個別のときで、例えば放送大学さんから要望書が今年の何月頃いただきましたと、これを受けて素案を作成しました。縦覧しまして、一応、地区計画内のベイタウンの人たちの住民票で、ベイタウンコアで説明会をいつ開きましたと。意見は、こんなふうなものももらいましたとあって、そんなことがちょっと分かればいいので、後でそれは資料でいいです。

要は、何が言いたいかというのと、やはり地区計画ってすごく大事で、特にベイタウンって千葉を代表する千葉の都市イメージを上げるような地区で、その地区計画のつくり方って、しかもあそこって結構、住民合意というのをすごく大事にして、若葉地区においても、かなり住民合意を形成しながら、新しいまちづくりをしていこうなんて、新しい取組などをしていて、そういった住民と、何ていうんですか、住民とつくるまちづくりみたいなどころの先進的な部分もあるので、そういった部分をしっかりイメージに取り込みながら、まちづくりをしていくと、何かまたよりよいベイタウンというものがブランド化して行って、千葉市の都市イメージの活性化につながるんで、そういったところを、ぜひしっかりしてもらいたいなというふうに思っていたので、ちょっとそういうことを述べさせていただきました。

蘇我副都心につきましては、確かにあそこは今住宅にするというのは、正直難しいなというのは、これはよく分かります。商業施設、当然、車社会の中において、今あそここのところずっといろいろな商業施設が張りついて、なかなか売行きが芳しくはないですけれども、こっこの今Cゾーン側は、結構、厳しいのは厳しいかもしれないですけれども、でも多分ニーズとしては、今、あそこの利用価値というのは、その部分かなと思うんですけれども、一方で福永委員がおっしゃったとおり、実はスポーツしている我々、サッカーとか、野球とか使っている側からすると、大きな大会があるときに、やはり駐車場が足りないだとか、そういった部分

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

でいつもJFEさんにお骨折りいただいている、ジェフのクラブハウスの隣のあそこのところを開放していただいて、駐車場にみんな使っているとかということもあって、できればもう少しスポーツ公園的な利用というのも、我々としては、お願いしたいなという部分は実際あったところですが、そこら辺は、また今後、JFEさんがこういう商業施設になって、すぐに地区計画入りしましたから売却して、どこかの商業施設にするとか、自分たちで商業やるというかどうか分かりませんが、そういったニーズがあるよということだけは、ぜひお伝えいただければなというふうに思いまして、取りあえず私のほうは、これは致し方ないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（桜井秀夫君） 都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課でございます。

すみません、私、先ほど都市計画の手續の流れのほうを御説明させていただいたんですけれども、ちょっと委員の御質問の趣旨が違っていらっしゃったということで、改めてちょっと手持ちの資料を確認したところ、地元との協議を、どのように進めてきたのかという点で理解させていただきますと、まず平成31年4月14日に幕張ベイタウン自治会連合会さんのほうと話し合いのほうを始めさせていただいております。そこから、おおむね5回ですか、地元と協議のほうをさせていただいて、令和元年7月10日、幕張ベイタウン協議会、こちらのほうから地区計画の変更について、御意見のほうをいただいたところでございます。

それから、あと令和元年7月29日に放送大学学園様より地区計画変更の要望書を提出していただいているということで、そういった形でちょっと地元の協議のほうは進めさせていただいております。

○委員（小川智之君） ありがとうございます。丁寧にやられているということは十分理解できましたので、本当にこちらの地区計画のほうは了とさせていただきたいと思っております。

○委員長（桜井秀夫君） ほかに。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（桜井秀夫君） 御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号・千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（桜井秀夫君） 賛成多数、よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えをお願いいたします。

御苦労さまでした。

[都市局説明員入替え]

議案第74号審査

○委員長（桜井秀夫君） それでは、次に議案第74号・千葉市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

○都市局長 議案第74号につきましては、公園緑地部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 公園緑地部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第74号・千葉市都市公園条例の一部改正について、御説明させていただきます。

都市局議案説明資料の19ページをお願いいたします。

初めに、1、改正の趣旨ですが、昭和の森の球技場及び庭球場の管理について、市内の他のスポーツ施設との一体管理により、市民の利便性の向上を図ることを目的に、指定管理者制度を新たに導入するため、指定管理者の公募に係る所要の改正を行うものでございます。両施設を有料公園施設として位置づけ、供用日、供用時間を定めるとともに、指定管理者に管理を行わせる有料公園施設とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

昭和の森の全体平面図でございます。

赤い囲みが、今回、新たに指定管理者制度を導入する球技場と庭球場でございます。

19ページにお戻りください。

次に、2、改正の内容について御説明いたします。

まず、(1)の有料公園施設の供用日及び供用時間の規定への追加ですが、別表第2の昭和の森の有料公園施設に球技場及び庭球場を新たに追加し、供用日を年末年始以外の日、供用時間を午前9時から午後5時までといたします。

次に、(2)指定管理者に管理を行わせる有料公園施設の規定への追加ですが、前述(1)と同様に別表第3に昭和の森の球技場及び庭球場を新たに追加するものでございます。

最後に、3の施行期日ですが、令和3年4月1日でございます。

なお、指定管理者の指定の手続については、施行の前日においても行うことができるものといたします。

21ページは新旧対照表です。

都市公園条例の一部改正についての説明は以上でございます。

○委員長（桜井秀夫君） それでは、御質疑等ありましたら、お願いいたします。小川委員。

○委員（小川智之君） 一括で大丈夫です。

今回の条例改正は、私の理解では今あるスポーツ施設、いわゆる35施設の一括管理しているところに合わせて、この施設もやることによって、千葉市の申込みとかを一体的にできるんで、利便性が向上するという理解でいるんですが、一方で昭和の森の利用の中でフォレストビレッジを管理協会だったっけな、か何かでやっていますよね。フォレストビレッジのときの一番最初の提案のときに言われたのが、何かあそこの宿泊施設と一緒に、何か合宿所的な使い方をしたいみたいな話で、要はスポーツの合宿、夏休みとか、そのやっぱり、野球やるなら野球やるような人たち、少年とかが合宿やったりとか、テニスやったりだとか、そんな利用も何か視野に入れているみたいな、私は何かそんな記憶があったんですね。

そうすると、だからフォレストビレッジが例えばそういうことに使いたいよと言ったときに、優先的にできるのとか、今、こことは違いますが、海浜幕張とかも、全体的にすごくり

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ニューアル事業をにかけているけれども、どうしてもあそこの指定管理部分のサッカー場だとか、野球場だとか、テニスコートというのは、またちょっと別の毛色になっちゃっていて、何かそこが全体的な公園、都市公園としてのイメージ、全体的な利用と、スポーツ施設という抜き方、どっちが本当に市民の利便性向上とか、公園としての使い方がいいのかという、そこら辺はどういう整理で今回、こういう形になったのかなというのを、ちょっとそこを確認させていただきます。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 確かに、今回の昭和の森の庭球場と球技場につきましては、実際にフォレストビレッジにお泊まりになる御利用のお客様が、こちらのスポーツ施設も使うという実態が実際に見えてございます。今回、私どものほうが、そのほかの公園のスポーツ施設と一緒に、この昭和の森の施設も同じ指定管理施設ということにしようとした一つは、非常にここの昭和の森の施設の稼働率が低いという状況がございまして。これは、やはり予約システムが同じものに載っていないというようなことがあると思います。

数字で言いますと、現在の昭和の森の球技場は24%、ほかの都市公園施設の平均ですと40%、だから半分まではいかないですけれども、かなり低い。庭球場につきましても、昭和の森は36%、ですけれども全市的に見ると70%。ですから確かにおっしゃるとおり、公園のフォレストビレッジと一体としての活用という軸もあるかと思っておりますけれども、やはり全体として、より多くの方に使っていただく方向を目指すのがいいのではないかとということで、今回、ほかの都市公園施設との一体を目指すということで上げさせていただいております。

○委員長（桜井秀夫君） 小川委員。

○委員（小川智之君） 内容は理解しました。できれば、その中に私ならハイブリッドというわけじゃないですけれども、当然、そうすると今度フォレストビレッジ側も、そういう使い方ができないとなると、フォレストビレッジの利用率が下がっちゃうというのも、これまた何かよくないのかなと思うと、例えば新たに指定管理者さんとフォレストビレッジさんが協定結ぶか何かで優先的利用枠が取れるだとか、何か月前だったら、うちだったら先に取れますよとか、何かうまい公園全体の利用と相まって、でもふだんはやはり利用率が低いよねというところは、一般市民の利用に供するような、うまい仕組みづくりというのを、ぜひ心がけていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 一括でいいです。私としても、この指定管理者さんがいらっしゃる中に、また指定管理者さんを入れながら、その管理と、それが多分有効だから、そこだけは拾い上げて指定管理者さんを別にお願ひする。そうすると、指定管理者さん同士の、ある程度、協議をきちっとしておかないといけないのかなと思っています。小川委員も少し、その辺も懸念されておりましたけれども、私もそのような管理の在り方を、もう少し注意していただきたいというのが、意見として申しおきたいと思います。

以上です。何かありましたらコメントいただきたいと思います。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 確かに、公園の場合は最近、民間事業者と連携した魅力向上ということに取

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

り組んでおりまして、もともと都市公園法にある設置管理許可ですとか、あるいは指定管理であるとか、いろいろな民間との連携の仕組みを駆使しながら取り組んでいるというところがございます。ですから、委員の皆様から、こういう御意見いただいていますので、結局、民間さんと市役所が一体になって事業パートナーとして向上に取り組んでいくものと思いますので、御心配、あるいは御提案いただいたようなことを、いろいろ研究してまいりたいと思っております。

○委員長（桜井秀夫君） ほかに、福永委員。

○委員（福永 洋君） 一問一答でお願いいたします。

料金問題は上がった、下がった、上がることは反対で、下げることは反対しないかと、今回、統合するというところで、それについては了といたします。

私が聞きたいのは、自動的に一問一答で答えて結構です。

一つは、駐車料金の問題だとか、それから、一回ちょっと最初に聞きますね。私はこのフォレストビレッジ、よくやられていると思うんですが、なかなか全体の魅力を高めるために、美術館もある、全体としたまちづくりを考えてやったらどうかということと、千葉市で一番高いのは、太陽の塔のところ99メートルです、私が思うんで、千葉市で一番高いところは、どこでしたかね。看板か何か立って、一番高いところだぐらいに書いたほうが魅力は高まるんじゃないかと思うんですよ。千葉市は何でかということ、あそこは99メートル、一番高い、97かな、100ないんですよ。あれが一番高いところだと子供たち、自慢にもなりません。

それともう一つは、在り方、インクルーシブ公園の方法についてやっていただきたい。あそこは、泉自然公園はちょっと暗くなって、木が生い茂っちゃって、かなり いただいているんですが、この昭和の森は、あそこで一応魅力的なのは、滑り台というか、スライダーみたいな滑り台があるわけですよ。あれ、人気が一番高いわけで、販売もあるところも、今、消費税取るようになりましてけれども、前は消費税を取ってなかった、地元の協力会がやっているときは。すばらしくやってなかったんで、今は取るようになりまして、だと思っんですよ、私は知りませんが。ということもあって、あの魅力を、どう高めていくのかというのが、先ほど言われたように、ちょっと一体感として、ちょっとばらついているなという感じがする。でも、すばらしい公園になってきているので、その辺はどうかについて、まずお答えをいただきたい。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 指定管理者も、この4月から新たになりました。先ほどから出ているフォレストビレッジですとか、あとおっしゃられましたように、公園の周辺には、そういういろいろな魅力ある施設なども展開されております。ちょっと、この場ですぐに答えというのは難しいんですけれども、今後、公園をより魅力的なものとするために、指定管理者、あるいは民間事業者と一緒に、よりよい公園を目指して検討してまいりたいと思っております。

○委員長（桜井秀夫君） 福永委員。

○委員（福永 洋君） そんなまとめて答えられたら、一問一答で協力したので、一々聞いていいので、時間があって協力するので、一つで例えばインクルーシブ公園とか、美術館とかの連携で 見ると、それから駐車料金どうだって聞いているんで、それで後で議事録出たときに、私は一体何で答えるんだと言わなきゃいけないので、それは真面目にちょっと答えて

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

くださいよ。私、協力しているわけだ、進行に。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 駐車料金については、かねてからより短時間などの御利用も受け止めやすいようなということで、これについては一度見直しをさせていただいております。また、そういった利用の状況と利用者の皆様の声など検討してまいりたいと思っております。

それと、美術館との連携ということなんですけれども、今年、ちょうど美術館のすぐ隣のところを既存の公園のエリアと、隣のあずみが丘東4丁目ですか、5丁目、そちらと戸建て住宅付近等を接続するようなことを、今後、取り組んでまいります。そういった中で、お隣の施設との連携とか、そういったものを考えてまいりたいと思います。

あと、インクルーシブ公園ということでございますが、非常に今後、そういった取組も我々考えていかなければならないんだろうと思っております。非常に、広大な公園でございますので、今後、より魅力を高める例えば遊具ですとか、そういったものの導入の検討などに際して、そういった考え方を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 福永委員。

○委員（福永 洋君） 昭和の森ってできたときは、都計と中であって、いろいろなことがあそこでできたんです。今はだんだんと変わってきました、周りの都市化が進んで、隣に住宅ができる、最初はみんなずっとあそこは何となく森の中にある、また公園みたいな感じがした。今は都市公園という感じになってきて、変わってきました。でも、しかし魅力的なことがいっぱい残っているんで、そういうポテンシャルを生かして、さっき言った千葉市で一番高い、子供たちに、私もこだわるわけじゃないんじゃないけれども、そこはそうだとことを知ることはいいいことじゃないかと思うんで、千葉市はそんなに平面だなどと思うことを前の前の都市局長が言っていたな。もっと魅力で、千葉市は平面だと、こんなところは見たことがないというぐらい、千葉市、そこで一番高いところだね。そういうところで、いろいろそこに写真を撮るだとか、いろいろ風景撮影するとか、 　　ように、そういうようなことを一体化、私は民間よりも千葉市も協力して、そういうところを指導していただいて、全体としてうまく利用できるようにしていただきたいということを、ちなみにあそこは販売店の消費税は取るようになったのか。

それと、もう一つは滑り台が極めて、もうちょっときれいに使うようにすると、あそこであの敷くやつを売っていて、 　　売って、あそこを使っているわけ。あれ、お金は無料なんで、並んでいるんで、私が行ったときも並んでいましたね。ああいうことはいいことだと思うので、あとアスレチックはもっと充実してほしいということもあるんで、あれいいですよ。もうちょっとやってもらおうとかすれば、さらに人が来るんじゃないかと思う。

私、今、こういう時代ですから、ああいうところで市民が遊べるというか、何でも楽しめるというところが、あそこが一番だと思いますので、ぜひお願いしたい。インクルーシブについては、これはやはりフクオカもそうですが、安全性だとか、障害者を含めて、みんなが使えるようにするという点については、工夫が要るんですが、ぜひこれは千葉市として、ここで一番取り組めるのでやっていただきたいと。前に頼んだときには、一応、障害者、我々が今まで言っていたのが、あそこバリアフリーにして、ほぼなってきたので、最初はバリアフリーにし

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ていただいたんです。今はインクルーシブ公園で、はあと思ったんだけど、時代の流れですよ。そういうことも含めてやっていただきたいなというのをお願いします。

以上でございます。一応、コメントをもう一回だけいただけますか。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 ちょっと、昭和の森の売店の消費税のところについては、ちょっと今分かっておりません。

あと、滑り台については、今回、コロナのときも非常に子供さん、多くの方に並んでいただきましたので、引き続きこういった施設が皆さん楽しんでいただけるように努めてまいりたいと思います。

あと、インクルーシブの部分ですが、実は市内で2か所ほど、もう大分10年以上前に整備した複合遊具、これは車椅子の方が御利用いただけるようなものを整備したという実績もございますけれども、また今後、大規模公園の改修のときですとか、そういったときなども含めて、ちょっと考えてまいりたいと思います。

○委員長（桜井秀夫君） ほかにございますでしょうか。小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 一問一答で。先ほど、小川委員につながる話でもあるんですけども、今回、指定管理者のほうに移るということで、お聞きしております。フォレストビレッジも使う方たちの利便性が若干下がるんじゃないかという懸念もあつたんですが、我々としては、やはりこれあとは指定管理者への今度、再委託の契約というのは、いつ頃になるんでしょうか。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 現在の都市公園のスポーツ施設の指定管理の満了が今年度末、令和3年3月末でございますので、その次の4月からの切替えを予定してございます。

○委員長（桜井秀夫君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） そういうことも考えれば、やはり35だ、今度6になるのかな、ですから分割してやったほうが、いい結果になるんじゃないかなということを申し上げておきたいと思います。

あとは、今回、庭球場、球技場の隣に多目的施設とかあるんですけども、最近こういうところを団体で借りているようなところっていうのはあるんですか。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 ちょっと、質問の御趣旨を確認させていただきたいんですが、多目的広場を。

○委員（小松崎文嘉君） 広場を、集まって使っているところ。グループで使う。

○委員長（桜井秀夫君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園管理課でございます。

今、第3多目的広場はあまり利用がないのが実態でございます。

○委員長（桜井秀夫君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 新しい生活様式に変わるようなこともあります。中には、自治会館で総会やるようなことが難しいというようなところもありますよね。だから、こういう広場で集まって、いろいろなところでコミュニケーション、会議をやるというわけにはいかないと思うんですけども、うまくほかにも広場がたくさんたしかあった記憶が、そこで運動会やっ

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

たりするようなところも、昔、私も行ったことがあったぐらいだったので、その辺の利用を考えていくと思うんですけども、この広場の利用については、何か考えていることがあれば、お聞かせください。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 広場といいますと、（小松崎委員「全体で」と呼ぶ）全体的なですか。

昭和の森、太陽の広場をはじめとして、非常に広大な空間を有しております。日常的にランニングですとか、ボール遊びですとか、アスレチックコースの利用などもありますけれども、非常に自由にお使いいただいている貴重な空間かなと思っております。一方で、やはり目を見渡してみますと、あまり使われていない空間というのが存在するというのも事実だと思っております。そういったところに、よりたくさんの方に御利用いただく、こういう場所もあったんだと、使えるんだというような、そういう掘り出しと言っては何ですが、そういった工夫も現地の状況を、また指定管理者のアイデアなども生かしまして、努めてまいりたいと思います。

○委員長（桜井秀夫君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） なかなか緑区も、たくさん緑区の委員いらっしゃるのであれですけども、緑地がたくさんあるようで、だんだん平地というのがなくなってきておりますので、地域の方たちに、どんどん使ってくださいというようなことを、今後、お知らせしていただければありがたいかなと思います。

また、ユースホステルとか、いろいろ過去にありましたけれども、今、こちらの容積率、建物の容積率とか、その辺はどうなっていますか。

○委員長（桜井秀夫君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 こちら市街化調整区域、公園全域が市街化調整区域でございますので、何かを建てようとした場合は、一般的には200%とかというようなところを一つ目安に、調整区域は開発の場合などは、200%というようなことになるのではないかと考えています。

○委員長（桜井秀夫君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 意外と、これがそういうこともあったりするので、国の法の関係とかで建物を建てられる率とかというのは、一般的な公園だと建物の何%とかって、こういうのがあったりするものですから、その辺の使い方というのを、また地域の集まりが今、屋内でできないものですから、屋外でやりやすいように、また今後考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） ほかにございますでしょうか。公園緑地部長。

○公園緑地部長 ただいまの質問に、少しだけ補足を。一般的に公園に建物などを建てる場合に、容積率は比較的余裕がある。どちらかという、建蔽率のほうがということでございます。

○委員長（桜井秀夫君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（桜井秀夫君） 御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号・千葉市都市公園条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長（桜井秀夫君） 賛成全員、よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
以上で案件審査を終わります。
説明員の方は御退室願います。
御苦労さまでした。

[都市局退室]

年間調査テーマについて

- 委員長（桜井秀夫君） では、次に年間調査テーマの設定について、御協議願います。
常任委員会の機能強化の一つとして、所管事務調査の充実が掲げられ、平成29年度より年間調査テーマが導入されたところでございます。
年間調査テーマの設定については、第2回定例会の委員改選後に開催される委員会において設定するか否かを協議し、決定することとなっております。
その結果、年間調査テーマを設定する委員会と、当初は設定しなくても、適宜、必要に応じて所管事務調査を実施していく委員会に分かれることも想定されますが、それについては、各委員会の自主性に任されております。
それに従いまして、委員の皆様には当委員会としての今期の年間調査テーマについて、御協議いただきたいと存じます。
なお、議長より、本市に多大な影響のあった昨年の台風等による自然災害や、新型コロナウイルス感染症などに関する危機管理について、各局それぞれに課題がある考えられることから、各常任委員会の所管事務調査等において、調査をしていただきたいと依頼がございました。
正副委員長といたしましては、状況を見極めながら調査したいと考えております。
このことにつきましても、委員の皆様のお意見をいただければと思います。
それでは、年間調査テーマについて、御意見を伺いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。福永委員。

- 委員（福永 洋君） 今、委員長が言われたとおり、幹事長会議、その他で、そういうことで適宜やっぺいこうと、コロナ問題とか、災害対策、特別に設置を求めたんですが、そこでやると、また落ち着いてないから、そこでやっぺいこうと。これは、これは前回了解いたしました。

その中で、私の今回、例えば千葉駅の西口再開発事業、B工区は終わったんですね。西口の検証、まちづくりという観点から、どうかということの検証をしたらどうか。インクルーシブ公園とか、ちょっと小さい課題で、そうかもしれませんが、公園の在り方などがいいかなと思ったので、取りあえず提案だけさせていただきます。

以上です。

- 委員長（桜井秀夫君） 小川委員。

○委員（小川智之君） 年間テーマは基本的に委員長にお任せしますが、ただ一つは防災とか、危機管理の中で、公園の位置づけって結構、災害避難所的な、避難所じゃないな、避難場所に位置づけられたりとか、とはいいいながらも、実は避難場所としての用をなさないというか、避難をそこに一時避難してきて、何するのみたいな部分ができてないケースが多かった

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

り、そういった部分で今の避難場所としての公園の在り方だとか、そういったものとか、今、あと公園の魅力向上に努めているんだけど、実際問題、何か僕ら自身も現地を今、

調査できないから、市内のそういう今いろいろな公園を魅力的に切り替わってきて、現状はどうなのみたいな部分は、しっかり事業評価というか、してきた中で、今後、どう変えていったらとかというのは、そのあたりそのように持っている千葉市の公園の在り方を、もう一回見直すというの、どうなのかなというのは感じています。

以上、意見まで。

○委員長（桜井秀夫君） 川合委員。

○委員（川合隆史君） 本当に正副委員長のほうに、お任せしていきたいと思うんですけども、当然、昨年あった災害とかの対応ということで、なかなか特にこの委員会は都市建設ですので、当然、インフラに対してのいろいろな形で、非常に御苦労された部署でもありますし、当然、そのときに出てきた課題というのを、しっかりと精査して検証していかないと、今後のことというのを考えられますので、そういう意味では、先ほど幹事長会議からもありましたけれども、災害対応であるとか、防災の対応であるとか、経験を含めた課題の抽出も含めて、そういうところを、所管事務調査していただければと思います。

以上です。

○委員長（桜井秀夫君） 森山委員。

○委員（森山和博君） 今ありましたとおり、多くの市民の方とか、我々も気候変動による異常気象とか、先ほども自然災害が甚大になっているということで、緊張感を持っているかと思えます。国においても、まちづくりで防災を進めるというような改正都市計画法の動きもありますから、そういう市内の脆弱な部分の総点検をするような取組を考えては、どうかなと思っております。改めてになるかもしれませんが、大雨による土砂災害の対策とか、倒木対応、ゲリラ豪雨で低い土地が浸水するとか、これまでのことと、あとはさらに県と協議しながらやらなきゃいけないのかなと感じたのは、やはり河川の氾濫とか、そういう部分は思っておりますので、そういうことも改善できるような調査項目にしてはどうかという提案でございます。

あとは、委員長、副委員長にお任せしたいと思います。

○委員長（桜井秀夫君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（桜井秀夫君） それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、年間調査テーマの設定及び今後の進行計画については、正副委員長に御一任願います。

なお、テーマについては、後日、委員の皆様书面にて御連絡いたします。

委員会視察について

○委員長（桜井秀夫君） 最後に委員会視察についてです。

例年、第2回定例会において施設日程等を協議していただいておりますが、今期の視察については、全国市議会議長会より、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自粛要請の通知が来ていることや、緊急事態宣言が解除されても、引き続き感染防止の取組を行っていく必要があることから、本市議会として中止することになりました。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

委員の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

委員会視察については以上です。

これをもちまして、都市建設委員会を終了いたします。

大変ありがとうございました。御苦勞さまでございました。

午前11時9分散会